資料５

答申案（骨格）について

前回（第６回）でお示しした答申案（骨格）について、当審議会への諮問と対比して確認しやすくするため、下記の左図から右図とおり記載項目の並べ替え及び項目名の変更を行いました。

【諮問】
杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策について

変更前

- **はじめに　～答申の取りまとめに当たり～**
- **目　次**

1　杉並区の子どもの現状

2　子どもの権利保障と条例
- （１）条例の構成等
- （２）条例の前文と条例の基本的な考え方
- （３）「子ども」の表記及び定義
- （４）「子どもの権利」の規定

3　おとなの役割

4　子どもの権利保障

5　子どもの権利保障を推進するために必要な方策等

6　子どもの参加の仕組み

7　相談・救済の仕組み

「必要な方策」として整理しました

変更後

- **はじめに　～答申の取りまとめに当たり～**
- **目　次**

1　杉並区の子どもの現状

2　子どもの権利擁護の考え方
- （１）「子ども」の考え方
- （２）「子どもの権利」の考え方

3　区・地域団体・事業者等の役割と子どもの権利保障
- （１）区の役割と子どもの権利保障
- （２）家庭の役割と子どもの権利保障
- （３）育ち学ぶ施設の役割と子どもの権利保障
- （４）地域の役割と子どもの権利保障

4　本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策
- （１）子ども参加の仕組み
- （２）相談・救済の仕組み
- （３）子どもの権利の普及・啓発
- （４）子どもにやさしいまちづくりの推進（子ども施策の策定、実施、検証）
- （５）子どもの権利に関する条例

「必要な方策」として整理しました

変更なし

変更なし

・諮問内容に合わせて項目名を変更しました。
・一部の内容を別項目に移行しました。

・「おとなの役割」と「子どもの権利保障」をまとめ、諮問内容に合わせて項目名を変更しました。

・諮問内容に合わせて項目名を変更しました。

・「必要な方策」としてまとました。